第　　60　　号

道路交通法第７５条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第７５条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令　和　8　年　11　月　12　日

広　島　県　公　安　委　員　会

記

聴聞の期日　　令和８年１１月２６日　午前１０時００分開始

聴聞の場所　　広島県広島市中区基町１番４号
広島県警察本部別館基町庁舎　西館６階会議室

第　　61　　号

道路交通法第７５条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第７５条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令　和　8　年　11　月　12　日

広　島　県　公　安　委　員　会

記

聴聞の期日　　令和８年１１月２６日　午前１０時００分開始

聴聞の場所　　広島県広島市中区基町１番４号
広島県警察本部別館基町庁舎　西館６階会議室